令和６年度　食文化振興加速化事業（食文化発信・普及推進事業）

仕様書

**１．委託業務内容**

「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」の魅力発信等を目的とした映像や展示等のコンテンツ制作の実施

※事業の実施及び広報・発信に当たっては、一体的かつ効果的な事業計画を提案すること。

**２．実施内容**

日本の伝統的な食文化の一つである「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」の魅力を、万博等の大規模イベントで国内外の幅広い層に向けて適切かつ効果的に発信し、興味と理解を広げていけるような映像や最新技術を取り入れた展示等のコンテンツ（展示を想定した空間デザインも含む。）制作を実施することを求める。（事業規模：１，５００万円程度）

＜実施に当たって盛り込むべき事項＞

日本の伝統的な食文化に関する施策の総合的な推進に資するべく、以下の①～④を満たすようコンテンツを制作すること。

①イベント展示様式

* 大阪・関西万博等の大規模イベントでの屋内展示場内ブース展示を想定する
* 大型の屋内展示場の中で、文化庁展示ブースは１０～１５㎡程度を想定。また、近隣のブースでは他ジャンルの食をテーマにした展示が行われる想定とする
* 展示期間は１０日間程度（設営・撤収に要する日程を含む。また、１日約８時間の展示とする予定）

　②ターゲット

* ターゲットは多様な普及力が期待できる２０～５０代やその家族
* インバウンド需要が高まる世情を踏まえ、国内だけでなく、国外層への訴求も視野に入れる

③テーマ

* 令和４年度に無形文化財に登録された「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」を主体テーマにすること
* 主体テーマの追求を通して日本ならではの文化（四季の彩り等）を体感していただける特性を強調したコンテンツにすること

④展示等のコンテンツ内容

　展示等のコンテンツとして以下２種の制作を求める。

　ア.職人による実演コンテンツ

* 和菓子職人等による製作実演と先端技術を利用した映像掛け合わせたデモンストレーションショーをメイン展示で想定する

　イ.その他の展示コンテンツ

* 実演以外のスペースにおける主体テーマに関するより深い理解を促す展示物等のコンテンツを制作すること
* 映像パネルやパンフレットなど、主体テーマの情報を多様な手段で吸収できるようにすること
* その他、主体テーマの理解醸成に繋がることが期待できる企画は、積極的に制作案として盛り込むことが望ましい

【制作全体において盛り込むべき条件】

* 制作にあたっては和菓子関係団体等と十分に協議すること
* ２種のコンテンツのデザイン・使用には統一性を持たせること
* 効率的なブース運営が可能になるような人員・スペース配置・音響等の調整を考慮した空間デザインを想定すること
* 大阪・関西万博等の大規模イベント出展を想定しているため、制作に当たっては国外からの来場者に向けた多言語対応も考慮すること（大規模イベントにおいて発表される予定の各種ガイドラインに留意すること）

**３．事業の実施**

（１）事業の実施

具体的な実施内容については、文化庁と協議の上、決定する。

事業の実施や経費の支出に当たっては、文化庁担当者と十分に協議すること。また、事業等の進捗について定期的に文化庁担当者に報告の上、十分に協議すること。

（２）事業の評価

事業を実施するに当たっては、事業実施による効果が把握できるよう、適切な効果指標を設定すること。また、事業の評価を適切に実施し、成果報告書で取りまとめること。なお、評価の内容について、文化庁担当者から聞き取りを行う場合がある。

（３）事業実施による成果物

①　事業実施による成果物（デジタルコンテンツ・展示物等）については、文化庁に提出するものとする。別途パンフレット、資料集等については５部を文化庁に提出するものとする。

②　本事業で作成したコンテンツ（Webサイト、冊子、デジタルコンテンツ等）の著作権は文化庁に帰属し、成果物として納品するものとする。

（４）委託費の支出

①　経費計上は契約期間内に発生したものに限る。

②　委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。

③　事業を実施するに当たり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努めること。

④　委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出に当たっては複数の者が審査した上で支出するなど適切な執行に努めること。

1. 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
2. 本事業の事業費を積算する際は、公募要領に定める留意事項等を踏まえて経費を計上すること。

４．その他

（１）本事業の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

（２）報告書等の検収は文化庁が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、文化庁の指定する日時までに修正するものとする。

（３）提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。

（４）文化庁から委託代金の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから厳格な経理処理を行える体制を構築すること。

（５）仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文化庁担当者と協議し、その指示に従うこと。